

議 事 日 程 (第 2 号)

令和3年2月16日(火曜日) 午後3時30分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第3号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第8号)

議第4号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議第5号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第6号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議第7号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第8号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第 2 ※補正予算審査結果報告及び採決

日程第 3 ※令和3年度施政方針

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	堀 修 君	企 画 課 長	高 橋 務 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	佐 藤 啓 之 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長	中 川 三 彦 君	町 民 課 長	高 橋 晃 弘 君
会 計 管 理 者 教 育 委 員 会	佐 藤 光 弥 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 課 長	高 橋 善 之 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者	土 田 宏 君	代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君

☆

出席した事務局職員

事務局長 佐藤廉造 議事係長 東海林 エリ 書記 菅原 悠

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は全員出席しております。

なお、説明員としては、石垣ヒロ子選挙管理委員会委員長が所用のため欠席、土田宏委員が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 2、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第 3 号 令和 2 年度遊佐町一般会計補正予算（第 8 号）ほか特別会計等補正予算 5 件について、補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

遊佐町議会

議長 土門 治 明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 菅 原 和 幸

審 査 結 果 報 告 書

令和3年2月15日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第3号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）

議第4号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議第5号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第6号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議第7号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第8号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）

2. 審査の結果及び意見

令和2年度遊佐町一般会計補正予算ほか5件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第3号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第3号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第4号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第5号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第5号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第6号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第7号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第7号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第8号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第8号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）について採決いたします。

可否について、拒否しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、令和3年度の施政方針に入ります。

時田町長。

町長（時田博機君） 令和3年度施政方針を私より申し述べさせていただきます。

第544回遊佐町議会定例会の開催に当たり、町政運営の基本的な考え方を明らかにするとともに、令和3年度の主要な施策ならびに予算編成の概要について申し上げます。

1 はじめに

まず初めに、遊佐町長に就任以来掲げてきました「働き場、若者、賑わい、いきいきゆぎの再構築」をキーワードとして、引き続き、遊佐町のさらなる発展をめざします。

また、遊佐町総合発展計画、まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略、そして遊佐町定住促進計画を基に、“オール遊佐の英知（町民力）を結集”し、3つの将来像「子どもたちに夢を」「いきいき遊佐の構築」「鳥海山との共生」の具現化、特に、若者が夢と希望の持てるまちづくりをめざし、地域の課題解決に取り組んでまいります。

2 オール遊佐の英知（町民力）を結集したまちづくりの施策の推進について、総合発展計画の基本目標に沿って説明いたします。

(1) まず第1点目として、〔地域の特性を活かした産業振興と多彩な働き場の構築〕について申し上げます。

初めに、雇用の安定と就労環境の充実について申し上げます。

新たな雇用を生み出す企業誘致の推進については、鳥海南工業団地において、木質バイオマス発電事業の進出計画が進んでいますが、今年はこの事業が大きく動き出す予定であり、雇用の創出、拡大が期待されています。

就労環境の充実については、町内事業所の就職説明会を近隣市町村との合同開催とし、内容を充実させるほか、人手不足の改善、若者の地元定着に努めます。

次に、所得の向上と後継者育成について申し上げます。

商工業振興および創業、起業支援については、商工会との連携により、引き続き、米〜ちゃんスタンプカード事業への支援を行うと共に、産業活性化対策事業などを充実し、創業者支援に努めます。

6次産業化の推進については、本格的にスタートした比子地内の遊佐町地域活性化拠点施設内の加工施設を拠点とし、遊佐ブランド推進協議会の事業と連携して、生産から加工、販売につなげ、加工品のブランド化と販路拡大事業を広げていきます。

遊佐町農業の主力産品であるコメについては、県が提示する生産の目安が、民間在庫量の増加や需要量の減少傾向等の情勢を踏まえ、これまで以上に厳しいものになることが予想されます。JA庄内みどりとの連携し、適地適作を基本としながら、産地交付金の有効活用を図り、転作田での高所得生産を推進します。特に、付加価値の高い野菜や花きについては、産地化推進作物として生産を推奨し、農業者の所得向上と産地拡大をめざします。

園芸作物では、パプリカ、ウレイ、アスパラガスなど有望品目について、国県の補助事業等を活用し、パイプハウスなどの整備を進め、生産基盤の充実を図ります。

担い手の確保については、チャレンジファーム事業により就農準備段階から積極的に支援をしていくとともに、国の次世代人材投資事業等の関連施策とあわせ、営農確立まで切れ目ない支援体制を構築し、新規就農者の増加を図ります。

また、コロナ禍の影響により、市場価格の低迷による営農規模縮小や離農等の影響が懸念される所ですが、その対策として、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金などを活用し、生産基盤の強化と経営規模拡大を支援し、コロナ禍でも揺るがない農業経営体の構築を図ります。

県営圃場整備事業では、施工中の杉沢前田地区のほかに大楯地区と当山Ⅰ期地区について面工事が本格的に始まります。また、畑地区については実施設計に着手します。今後、令和13年度まで計画されている他の5地区についても、順次支援していきます。

漁港漁場整備については、県と連携し、漁港のサンドポケット浚渫（しゅんせつ）を継続するとともに、藻場造成およびこれまでに製作したイワガキ増殖礁用のブロック設置に取り組みます。

林業では、森林環境譲与税による、未整備森林の森林整備を加速させるため、森林経営意向調査全体計画作成に向け、調査候補の対象抽出作業を進めます。

また、県が推進する「やまがた森林（モリ）ノミクス」と共に、健全な森林環境整備に努め、被害量が減少傾向にある松くい虫被害に関しても、さらなる縮小に向け、国・県・町が連携して防除に取り組みます。

次に、地域資源を活かした観光振興について申し上げます。

コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対応を基本に、三密回避など新しい生活様式に対応した誘客手段・事業開発に、関係機関・団体と連携して取り組んでいくことで、交流人口の拡大に努めます。

昨年は開催に至らず1年延期となってしまいましたが、町のシンボルである鳥海山を会場とする、株式会社モンベルと連携した鳥海山シーツーマット第10回記念大会の開催に向け準備を進めます。環鳥海エリアが力を合わせて、90万人を超えるモンベルクラブ会員をはじめ、全国へ鳥海山の魅力発信に努めるとともに、令和4年度に本県で開催予定の「山の日」全国大会に繋がるよう機運醸成を図っていきます。

鳥海山・飛島ジオパークについて、先日の2月5日に再認定されましたが、安心することなく推進協議会及び構成市町と連携して更なる事業推進に取り組みます。ジオサイトである八面川への案内看板の設置、遊楽里展示ホールの充実や認定商品の販売、ジオガイド養成などを関係者とともに取り組み、地域の自然資源や学術的価値についての調査研究を進め、町民理解、環境保護保全、郷土愛を育むジオ学習、産業・観光振興を推進します。

令和2年11月に、山形県の「里の名水・やまがた百選」に「わだやの水」が選定され、県内60ヶ所のうち本町は12カ所となりました。鳥海山・飛島ジオパークのテーマである「水と命の循環」を体感できる湧水の郷として、自然環境の保全と観光や学習活動に活用するための環境整備を、今後も推進します。

在京ふるさと会や豊島区、大崎市鳴子地区等との地域間交流について、関係者と十分な意見交換を行いながら、事業継続に向けた取り組みを進めます。

観光関係施設の整備について、しらい自然館のボイラー更新、鳥海温泉湯楽里への防犯カメラ設置等を施工します。

日本海沿岸東北自動車道について、遊佐比子インターチェンジまで開通し、山形・秋田県境区間の開通へ向けての期待が高まってきました。日沿道整備事業の着実な進捗と、一日も早い全線開通に向けた要望活動とともに、地域に豊かさをもたらす遊佐パーキングエリアタウンの整備に向けた取り組みを、力強く進めていきます。

(2) 2点目の〔若者に選んでもらえるまちづくり〕に関して申し上げます。

平成29年度に策定した第2次定住促進計画の最終年となることから、これまでの成果や課題を検証し、移住定住策の更なる推進のために、第3次定住促進計画を策定します。

若者世代の定住促進をめざして宅地造成を進めてきた舞鶴地区について、宅地の分譲販売と民間事業者による賃貸住宅整備の支援に取り組み、若者世代定住の多様な選択肢の確保に努めます。

県内自治体や関係団体との連携による若者の交流事業を推進し、出会いの場づくり・結婚支援に取り組みます。

首都圏での移住フェア等にオンライン出展も含めて積極的に参加し、移住に関する相談の充実と町の情報提供に努めます。また、移住者の受け入れサポートや交流・生活支援を、集落支援員、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団等関係者とともに取り組みます。あわせて、空き家の利活用を総合的に推進し、住宅が必要の方への情報提供の充実や、移住定住の促進による地域活性化をめざします。

町の様々な課題の前進のために、地域おこし協力隊制度の活用と、任期終了後の定住につなげる支援を継続します。

(3) 3点目として、〔共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり〕について申し上げます。

子育て支援については、0歳から2歳までの子どもの保育の需要が高まる中で、新たな保育の受け皿として、小規模保育事業所が令和2年4月に開所しました。

第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き各事業を実施するとともに、子育て世帯を対象とした子どもセンターや子育て支援センター事業の充実を図り、一層の子育て支援を行っていきます。

介護保険関係では、令和3年度からの3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画に基づき、介護予防をはじめとした、高齢者福祉施策等の一層の充実及び介護保険制度の安定した運営に努めます。

健康支援関係では、感染症防止対策を最優先とし、国や県の指導のもと、新型コロナウイルス感染防止の啓発やワクチン接種体制を確保するとともに、遊佐医会・遊佐歯科医の協力を得て医療の充実を図ります。

また、子育て世代包括支援センター事業の充実、特定健診受診率向上対策事業や百歳体操の普及、食生活改善事業の実践等をとおして、健康意識の普及啓発と健康長寿への取り組みを推進します。

高齢者の保健事業に関しては、高齢者の特性に応じた、よりきめ細かい事業を行うべく、介護予防との「一体的実施」について、令和4年度から開始するための整備を行います。

福祉関係では、令和4年度から5年間を計画期間とする遊佐町地域福祉計画（第4期）の策定作業を行います。

これは、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域で抱える様々な問題を「他人事」とせず、「我が事」に変えていくような働きかけ、地域による支え合い体制づくりや地域を支える人材育成など、地域福祉推進のための指針となる計画です。

町民が、心身共に健康で幸せを実感できるよう、地域福祉の充実に努めていきます。

(4) 4点目に、〔鳥海山の豊かな自然と調和した快適な暮らしの創造〕について申し上げます。

良好な地域環境、とりわけ鳥海山を源とする水環境と景観の保全は、町のかげがえのない財産として次の世代に引き継ぐべき重要課題です。懸案となっている臂曲地内の岩石採取事業を巡る係争については、令和2年12月15日に仙台高等裁判所において、町の主張がほぼ認められた控訴審判決がありました。原告はこの判決を不服とし、令和3年1月3日付けで最高裁判所に上告しましたが、控訴審と同様に代理人である弁護士とともに附帯上告等必要な対応を行っていきます。また、県が当事者となっている公害等調整委員会の裁定事案については、山形県の主張が認められるよう、県との連携を十分に確保し取り組みを推進します。

水循環基本法の基本理念に則り、地域の健全な水循環を保全・回復するための施策が推進できるよう県・庄内開発協議会等と連携して、採石法をはじめとする各種業法の検証及び見直しを、国に対し引き続き求めていきます。

また、豊富な湧水をはじめとする鳥海山からの恵みを永続して享受できるよう、水循環保全計画の推進に努めます。

再生可能エネルギーの導入については、良好な環境を次の世代に引き継ぐ使命のもとに、町民・事業者との協働により、取り組めます。また、「遊佐町エネルギー基本計画」の基本理念である「エネルギーの

地産地消によるまちづくり」を通じて、安全安心の生活基盤の確保や地域振興を図ります。

遊佐沖における洋上風力発電の導入に向けた県の取り組みについては、遊佐部会において想定海域や景観・自然に関する事項、漁業協調策や産業振興などの検討を重ねておりますが、併せて町民や関係団体の不安や疑問を解消していくため、あらゆる機会をとらえて説明会等を実施していただくよう県に求めています。

ごみの減量と環境美化の推進に関しては、「遊佐町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民との情報共有と啓発に努めながら、分別収集の徹底、リサイクル率の向上、ごみ減量化を推進します。

廃棄物の適正処理と不法投棄防止については、不法投棄監視員の配置による常時監視や県と町との合同巡回を行うなどして啓発活動に努めます。

安心して暮らせる地域づくりに関して、世界的に深刻な問題となっている新型コロナウイルス感染拡大に対し、国・県の方針を踏まえた上で、保健所等関係機関と連携を密にし、正確かつ迅速な情報発信と適切な感染拡大防止の対応に取り組んでいきます。

防災につきましても、情報発信ツール導入の検討、避難場での新型コロナウイルス感染防止対策のための物品を含む資機材・備蓄品の整備を行います。また、災害への備え、災害時の行動について町民の理解を深めるため、遊佐町防災ガイドブック、鳥海山火山防災マップを活用した出前講座や避難所開設訓練等の取り組み、自主防災組織の活動支援を行います。更に、酒田地区広域行政組合が、火災、自然災害、山岳遭難等発生時のより効率的・効果的な対応のために、令和元年度から着手し今年度完成予定の消防本部・本署庁舎新築工事を引き続き支援します。

管理不全空き家と特定空き家等の対策は、相談会などの適正な空き家管理の理解を得る取り組み、空き家解体費用の補助、所有者の把握を行い、空き家利活用推進事業と併せて総合的かつ計画的に進めます。

交通安全に関しては、関係機関と連携しての啓発活動の他、昨年度に引き続き安全運転サポートカーの購入補助を行います。

公共施設の耐震化施策の一環である、新庁舎建設事業については本体工事の完成後に移転作業を進めて新庁舎を開庁し、既存庁舎解体及び跡地整備と、新庁舎東側に資機材等の保管・備蓄機能を持つ防災倉庫と防災車両用車庫の建設に取り組めます。

町道の整備促進については、町道畑西線の改良を含む広畑橋架け替え事業、舗装補修、道路側溝整備を計画的に進めます。

橋梁修繕については、道路法に基づく5年に1回の定期点検を実施し、「橋梁長寿命化修繕計画」の更新を進め、町道に架かる117橋の改修および維持管理の健全化に努めるとともに、耐用年数の延伸と維持管理コストの縮減を図ります。

下水道事業については、令和2年度より実施している老朽化した施設の改築・更新を計画的に行うためのストックマネジメント計画の策定に継続して取り組めます。また、下水道事業の健全な経営基盤の確立に向けては、下水道接続率の向上に努めるとともに、公債費の適正管理など経営の健全化に努めます。

水道事業については、重要給水拠点施設周辺の水道管の耐震化を進めるため、水道施設耐震化計画を策定します。また、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を整備します。

公園整備については、「遊佐町都市公園・河川公園再整備基本計画」に基づいた整備が完了したことか

ら、遊具等の点検を定期的実施し、適切な維持管理に努めます。また、「町民協働公園づくり補助金」制度により、遊具設置等に対する支援を行っていきます。

地域公共交通の確保の取り組みについては、デマンドタクシーを中心とした交通対策事業の充実に努め、関係各課が連携し、生活交通の確保、町民の利便性の向上に努めます。

計画的な土地利用の取り組みについては、まちづくりの将来ビジョンを確立すべく、都市計画に関する基本的な方針である、都市計画マスタープランの改定を行っていきます。

(5) 5点目の「ふるさとを愛し、未来を拓く、いのち輝く町民の育成」について申し上げます。

「第2次遊佐町教育振興基本計画」に基づき、長期的展望に立った教育行政を計画的に推進してまいります。

小学校については、令和5（2023）年4月の町内5校の統合による新小学校の開校に向けて、「遊佐町立小学校新校開校準備委員会」での協議内容を中心にしながら進めていきます。

「地域とともにある学校づくり」を実現するため、小・中学校におけるコミュニティ・スクールを推進し、学校運営協議会での熟議や学校教育の支援体制を充実させてきました。この支援体制を生かしながら、学校・家庭・地域が主体的に子どもたちの成長を支えるために、地域学校協働活動推進員の活用とコーディネーターの配置により、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進を円滑に進めていきます。

また、一人一台パソコン（タブレット端末）の効果的な活用による確かな学力の育成や、学習支援塾等による子どもたちの教育環境教育の充実、部活動指導員の活用等による教職員の勤務環境の改善により、子どもたちに必要な資質・能力の育成に努めます。

小・中学校の施設整備については、統合新小学校を見据えた遊佐小学校の校舎増築工事や普通教室として整備した教室のうち未設置箇所のエアコン設置工事を実施するとともに、遊佐中学校のランチルームの屋根及び体育館渡り廊下の漏水改修工事などを実施し、子どもたちの教育環境の充実を図ります。

山形県立遊佐高等学校の魅力化を図りながらの存続、発展のために、就学支援事業を継続し、特に県外志願者への周知活動と受け入れ体制を強化してきます。

青少年の健全育成については、「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動と、「躍動する遊佐っ子10ヶ条宣言」の実践を推進します。

少年町長・少年議員公選事業等をとおして、青少年の社会参加を促進するとともに、遊佐町中高生ボランティアサークル「くじら」を主体にして、社会奉仕ならびに社会貢献活動を継続して行っています。

「心豊かにいのち輝く町民の育成」について申し上げます。

生涯学習推進計画とスポーツ推進計画に基づく施策を推進し、町民が生涯学習による自己研鑽に努め、大きな社会変革にも対応できる、持続可能なまちづくりに努めます。

また、スポーツを核とした交流人口の拡大と健康づくりを進めるとともに、遊佐町スポーツ協会、遊佐町芸術文化協会、総合型スポーツ文化クラブ遊's（ゆず）等、関係団体の活動支援・連携により、心豊かな町民の育成に努めます。

29回目となる「奥の細道鳥海ツーデーマーチ」では、開催規模等を検討しながらも、より魅力あるウォーキング大会となるよう、内容の充実に努めます。

延期開催となる東京2020オリンピック及びパラリンピック競技大会聖火フェスティバル（聖火リレー）では、多くの町民、特に子どもたちが体感できるイベントにしていきます。町全体が一つになって聖火リレーに取り組み、町民への感動、仲間づくりができる環境の充実を図っていきます。

読書環境の充実については、令和2年度に改定された「第2次遊佐町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが本に親しむための環境づくりを、家庭、保育園・幼稚園、小・中学校、高校、図書館及び地域などが連携・協力し進めていきます。

「歴史・文化遺産の継承と活用」について申し上げます。

小山崎遺跡が令和2年3月に国の史跡に指定されました。令和3年度中に史跡の保存活用や将来の整備の基本方針、現状変更等に関する取扱い基準などを定めた史跡保存活用計画を策定するほか、史跡指定を記念したシンポジウムを開催するなど、小山崎遺跡の魅力の発信に努めます。

町史は、町の歴史の集大成であるとともに、これからのまちづくりの基本となるものです。平成20年3月の遊佐町史上巻の刊行以来、執筆予定者の逝去や辞退もあり、編さん作業も滞っていましたが、令和3年度中の遊佐町史下巻の発刊をめざし、編さん・編集作業を進めます。

姉妹都市ハンガリー・ソルノク市派遣事業について、コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年度においても中止せざるを得ないと考えていますが、情勢が好転した場合は予算補正による催行を検討することとします。

(6) 6点目として、〔人の絆で織りなす賑わいあふれるまちづくり〕について申し上げます。

平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）について、令和3年度で5年を経過することから、これまでの成果と課題を踏まえ、基本計画の後期計画を策定します。

協働によるまちづくりの推進について、遊佐町まちづくり基本条例に則って、地区まちづくり協議会の地域課題解決型の運営を支援し、教育課と連携して関係者の研修機会の充実に努めます。

令和5年4月に予定されている統合新小学校開校後の空き校舎等の活用について、令和2年12月1日に公表した「考慮すべき課題」の解決をめざしながら、町民等で構成する検討の場を設けるなど、活用案の広範な議論・意見聴取に取り組みます。

庄内北部定住自立圏の取り組みについて、共生ビジョンに基づき連携事業を推進します。

開かれた町政の推進について、外部評価制度による事務事業の進捗状況や効果検証を行い、その内容を公開してより有効的・効率的な業務改善を図ります。課題が解決されるまでの過程を図式化する「ロジックモデル」手法の活用等により、事務事業評価制度の充実をめざします。

遊佐町、生活クラブ生協、庄内みどり農協の三者による、地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言事業を推進します。

また、エネルギーの自給と循環型社会をめざして町内に建設された「庄内・遊佐太陽光発電所」の収益の一部を活用して酒田市に設置された庄内自然エネルギー発電基金について、基金活用に係る協議会の運営を通して、庄内地域の持続可能な社会づくりに寄与し、SDGsの実現に向けて努力します。

ふるさとづくり寄付金（ふるさと納税）について、返礼品の新規開発に努め、各種寄付受付サイトを活用しながら、経費節減と手続き等の利便性の向上を図り、リピーターの確保に努めます。

効率的な財政運営の推進に当たっては、町政運営に対する町民の信頼を確保するうえで、引き続き町税の適正・公平な課税の実現と収納率の向上に努めます。また、町民サービスの向上を図るため、休日窓口の開設のほか、休日における申告相談窓口の開設を継続します。

3 令和3年度当初予算編成について申し上げます。

令和3年度当初予算は、第5期実施計画を踏まえ、本町が抱える重要課題や横断的な政策課題に取り組んで行くための「政策実現予算」としております。

一般会計の当初予算は89億3,700万円、前年度対比で1億4,900万円の減額、1.6%の減少となっています。

歳入における町税は、前年度対比2.6%減の13億1,432万円、地方交付税については、前年度対比4.7%増の32億3,241万円を計上しました。

町債では、町道整備事業債で1億6,100万円を計上するなどして、総額で9億8,680万円、前年度対比で6億6,780万円の減額、40.4%の減少となりました。

また、地域経済の回復に資する積極的な投資的経費を確保するため、財政調整基金や特定目的基金を活用するなどして予算編成を行いました。

一方、歳出では、「働き場・若者・賑わいのあるまち」への投資を念頭に置きつつ、限られた財源を効果的に還元できるよう、事務事業の最適化の取り組みを進めます。

具体的には、若者定住のための子育て世帯に対する支援、児童・障がい者・高齢者の各医療給付や助成制度、各種健診の実施など、町民の生活向上に資するソフト事業に配慮するとともに、遊佐パーキングエリアタウン整備事業などの新規事業や持家住宅リフォーム・定住促進住宅建設支援金事業などを継続することにより、定住対策や雇用対策と地域経済の活性化に努めます。

また、本年2月2日付、国の第三次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が示されました。令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策および地域経済活性化に係る計画を速やかに実施する予定です。

「選択と集中」を基本に、今後の地方創生の取り組みに資する財政運営の持続可能性を確かなものとしていきます。

4 結びに

令和3年度は、新庁舎が完成し、町民の役に立つ拠点として新しい庁舎での業務がスタートしますが、そのスタートの年に、住民も行政ももっと便利になるために、行政のデジタル化を進める必要があります。健康や福祉、教育、防災、エネルギー、交通、環境などさまざまな分野でICTを活用し、力強い地域社会と快適な町民生活の実現をめざします。

開かれた行政を基本に、議会と力を合わせて、より良い遊佐町、誇れる遊佐町づくりに邁進したいと考えます。

また、町民の持つ力を結集しまちづくりに活かしていくため、相互理解や寛容性など違いを認め合う姿勢と、先人に学ぶ力と町を良くしようとする強い意志を持ち続け、行政課題の解決にチャレンジしていきたいと考えております。

改めて、町民ならびに議会議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りますよう衷心からお願いを申し上げます。令和3年度の施政方針といたします。

議 長（土門治明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日 2月17日午前10時まで散会いたします。

（午後 4 時 2 1 分）